

# KANTO 金融サービス info

かんとう きんゆうサービス いんぷお

- ◆ 関東財務局は、財務省の総合出先機関として、また、金融庁から事務委任を受け、関東甲信越地区の1都9県において、財政や金融に関する業務を行っております。
- ◆ ここでは、地域の皆様と金融サービスに関する情報を共有し、利用者保護の推進を図ることを目的として、金融サービス利用者等に役立つ情報を分かり易く提供していくこととしています。

## 注意喚起

## 詐欺的投資勧誘 「7つのCHECKPOINT」

以下のチェック項目で不審な点があれば詐欺的投資勧誘かも！？  
当局相談窓口にご相談ください

### ① 突然の勧誘？複数業者が登場？被害回復等の連絡？

- 突然送付されるハガキ・パンフレットや電話は詐欺的投資勧誘の第一歩。
- 複数業者が巧妙に登場する「劇場型勧誘」や過去の投資被害者を狙った「被害回復型勧誘」の情報が多く寄せられています。「〇〇限定」「必ず儲かる」「被害回復」「代理申込み」等のキーワードは、詐欺的投資勧誘の可能性大。
- 当初は金銭の支払いを求めなくても、後々、様々な理由をつけ、最終的に金銭を騙し取るのが目的です。

### ② 財務局の登録・届出は？

- 詐欺的投資勧誘には、何らかの形で無登録業者が関与するケースが多いことから、その案件に関して登場する各業者について、登録・届出状況を財務局に確認することが重要です。当局相談窓口にお問い合わせください。
- 財務局の登録を受けた業者であるかのように、商号や登録番号を騙る者も多く存在します。業者が伝える登録番号や連絡先等を信用してはいけません。
- なお、登録・届出があるからといって、財務局が業者の信頼性を保証しているものではありません。

関東、近畿など全国財務(支)局  
又は沖縄総合事務局

#### 登録番号の種類です。

- ◆ 金融商品取引業者 ⇒ 〇〇財務局長(金商)第〇〇〇〇号  
第一種金融商品取引業(証券会社、FX業者など)  
第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業
- ◆ 登録金融機関 ⇒ 〇〇財務局長(登金)第〇〇〇〇号
- ◆ 金融商品仲介業者 ⇒ 〇〇財務局長(金仲)第〇〇〇〇号



### ③ 法人の登記は？

- 詐欺的勧誘業者の多くは**登記をしていない(架空会社である)**ため、法務局で登記を確認することも一つの判断材料になります。

### ④ 投資商品が、エネルギーや資源関連等、時流にのった内容？

- 太陽光発電やシェールガス採掘事業、IPS細胞研究等を名目とした、**立派なパンフレット**による、**時流にのった「いかにも本当らしい」詐欺的勧誘**が増えています。安易に信用しないことが大切です。最近では「東京五輪」名目の詐欺も発生しています。

### ⑤ 個人、カタカナ会社、合同会社、投資事業組合等への振込？

- 個人への高額振込、投資事業者名と異なる先への振込、他都道府県あて振込は、投資詐欺の可能性大。
- カタカナ会社、合同会社、投資事業組合等への振込みは投資案件の可能性。振込む前に、投資内容を十分に理解することが大切です。



金融商品等取引名目詐欺における交付形態(警察庁公表)



詐欺業者が指示する騙取手段は、「振込送金」から「現金送付」に変化！

「レターパック、宅配便で現金送れ」は詐欺であるため、絶対に送らないでください！



### ⑥ 公的機関が個別取引に関与しているような勧誘？

- **財務局や金融庁**などの職員が、電話等により、金銭の支払いを求めることや、情報提供やアドバイスを行うこと、民間の業者等に対する**投資に関与することは一切ありません**。
- 「インサイダー取引にあたる」、「裁判を起こす」、「監査が入ったため返金が出来ない」など、**公的機関を利用する情報は全くのデタラメ**です。

### ⑦ 権利の内容が良くわからない商品？

- 未公開株や社債、ファンドだけではなく、「外国通貨」「CO2排出権取引」「水資源や鉱山の採掘権」「海外不動産」など、金融商品取引法の業規制の適用等を受けない、**法規制のスキマをついた様々な名目での勧誘**も増えています。
- スキマ商品については、消費者安全法に基づく対応等も行われておりますので、消費者庁や各地の消費生活相談窓口へもご相談ください。

相談窓口 関東財務局証券監督第1課

☎048-613-3952